

1 計画の策定経過

年月日	事項・内容	
2003年 9月29日	平成15年度第1回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①生駒市の男女共同参画施策の現状について ②生駒市男女共同参画計画の策定について ③計画策定の準備業務としての男女共同参画社会に関する市民アンケート調査等の実施について
10月10日 ～24日	男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査	①市内在住の20歳以上の男女を対象に2,200人抽出し調査。有効回収率59.9% ②従業者数5名以上の市内事業所・企業500社を対象に調査。有効回収率47.8% ③市内の女性関連団体の全団体をはじめ、自治会、老人会、子ども会、PTA、文化・スポーツ団体、ボランティア団体等338団体を対象に調査。有効回収率80.5%。 ④市職員1,016人を対象に調査。有効回収率83.1%
2004年 1月27日	第2回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①市民アンケート調査結果の内容について
3月24日	第3回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①生駒市女性行動計画に係る実施計画の進捗状況について ②市民アンケート調査分析結果からの課題の抽出について
5月20日	平成16年度第1回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①女性行動計画実施計画の進捗状況からの課題の抽出について ②市民アンケート調査分析結果からの課題の抽出について ③生駒市男女共同参画計画の基本理念について
7月23日	第2回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①生駒市男女共同参画計画の基本理念について ②生駒市男女共同参画計画の施策の体系について
9月1日	平成16年度第1回生駒市男女共同参画施策推進会議	①本推進会議の趣旨、役割等及び本市の施策の流れについて ②「男女共同参画社会に関するアンケート調査」の分析結果の概要について ③男女共同参画計画策定に係る施策・事業調査シートの作成について
12月21日	第3回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①生駒市男女共同参画行動計画（素案）について
2005年 1月31日	第4回生駒市男女共同参画施策推進懇話会	①生駒市男女共同参画行動計画（修正案）について
3月23日	第2回生駒市男女共同参画施策推進会議	①生駒市男女共同参画行動計画（案）の内容について

生駒市男女共同参画施策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における女性問題並びに関係施策の現状及び課題について、広く意見を聴取し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた本市の総合的施策の推進に資するため、生駒市男女共同参画施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 本市における女性問題に関すること。
- (2) 本市の女性行動計画の推進等に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、懇話会が必要とする事項について調査、研究等を行わせるため、必要に応じて懇話会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、女性青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
(生駒市女性行動計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 生駒市女性行動計画策定委員会設置要綱(平成7年2月1日施行)は、廃止する。
(会議の招集の特例)
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の生駒市女性施策推進懇話会設置要綱の規定による生駒市女性施策推進懇話会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に互選されている者は、平成16年3月21日までの間に限り、それぞれ改正後の生駒市男女共同参画施策推進懇話会設置要綱の規定による生駒市男女共同参画施策推進懇話会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に互選された者とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行する。

生駒市男女共同参画施策推進懇話会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職
第1号委員	◎榎 村 久 子	京都女子大学 教授
	○島 本 郁 子	奈良文化女子短期大学 教授（産婦人科医）
	高 木 三起子 （～H16.3.31）	奈良県生活環境部男女共同参画課 課長
	大 石 令 子 （H16.4.1～）	
	川 村 容 子	弁護士
第2号委員	津 村 貴 一 （～H16.3.23）	連合奈良生駒市地域協議会 副議長
	奥 田 将 弘 （H16.3.24～）	連合奈良生駒市地域協議会 事務局長
	田 中 淳 夫 （～H16.3.23）	生駒商工会議所 常議員
	島 井 まり子 （H16.3.24～）	生駒商工会議所 総務運営課 課長
	辻 村 泰 範	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 理事長
	出 垣 眞智子	生駒市地域婦人団体連絡協議会 会長
	中庄谷 幸 栄	生駒市民生・児童委員連合会 監事
	藤 井 均 （H16.3.24～）	生駒市立生駒南中学校 校長
	山 田 正 弘 （H16.3.24～）	生駒市人権施策審議会 副会長
第3号委員	安 藤 豊 （H16.4.22～）	公募市民委員
	藤 田 照 子 （H16.4.22～）	公募市民委員
	登 圭 緯子	東大阪市男女共同参画センター嘱託専門員
	寺 田 卓 （H16.3.24～）	生駒市市長公室長

◎会長 ○副会長（順不同、敬称略）

2 男女共同参画関連の年表

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際婦人年 ◆国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択 ◆1976年から10年間で「国連婦人の十年」と決定(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布 ◆総理府婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進本部会議開催 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民法改正(離婚後の氏の選択) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆婦人問題に関する窓口を県民課とする 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「国内行動計画」策定 ◆国立婦人教育会館開館 ◆「国内行動計画前期重点目標」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置 	
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「国内行動計画に関する第1回報告書」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「奈良県婦人問題懇談会」設置 ◆婦人問題に関する世論調査実施 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 ◆「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(ニューデリー) 			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ◆「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ◆世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国内行動計画に関する第2回報告書」発表 ◆「女子差別撤廃条約」署名 ◆民法改正(配偶者の法定相続分引上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆婦人の地位と福祉の向上をめざして奈良県婦人問題懇談会から「提言」 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者への機会及び待遇の均等に関する条約)ILO総会で採択 ◆「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正 ◆「国内行動計画後期重点目標」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「婦人対策課」設置 ◆「奈良県婦人会議」設置 ◆婦人相談コーナー開設 ◆北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議を総理府と共催で実施 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ◆婦人情報コーナー開設 	
1983年 (昭和58年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「国内行動計画に関する第3回報告書」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置 	

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
1984年 (昭和59年)	◆「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議（東京）		◆婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発大会開催 ◆「国連婦人の十年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催	
1985年 (昭和60年)	◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 ◆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ◆「国内行動計画に関する第4回報告書」発表 ◆「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		◆婦人問題企画推進有識者会議開催 ◆「男女雇用機会均等法」施行 ◆国民年金法の改正（女性の年金権確立）	◆「奈良県女性センター」開設 ◆「奈良県婦人行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)		◆「新国内行動計画第1回報告書」発表 ◆学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）		
1990年 (平成2年)	◆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			◆生涯学習振興課内に「婦人青少年係」設置 ◆「女性センター」設置
1991年 (平成3年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ◆「育児休業法」の公布（施行1992）	◆「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施	◆「第3次生駒市総合計画」策定（計画中に「男女共生社会の実現」を明記）
1992年 (平成4年)		◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣設置 ◆「新国内行動計画第2回報告書」発表		
1993年 (平成5年)	◆「世界人権会議」（ウィーン） ◆「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	◆「パートタイム労働法」公布 ◆中学校で家庭科の男女必修開始	◆「奈良県女性行動計画修正版」策定 ◆課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更 ◆「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称	◆「女性青少年課」設置

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ◆「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ◆「国際人口・開発会議」(カイロ) ◆「人権教育のための国連十年」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高校で家庭科の男女必修開始 ◆総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共生社会に関する市民意識調査」実施 ◆「生駒市人権擁護に関する条例」制定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性に対する暴力をなくす決議」国連人権委員会で採択 ◆「第4回世界女性会議」(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」の成立 ◆「ILO156号条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ◆「花ひらくーならの女性生活史ー」発刊 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「生駒市女性行動計画策定委員会」発足 ◆「生駒市女性施策推進会議」及び「生駒市女性職員部会」発足
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ◆「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「奈良県女性の現状(女性白書)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「生駒市女性行動計画」策定
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「労働基準法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「なら女性プラン21ー奈良県女性行動計画(第二期)ー」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「生駒市女性施策推進懇話会」設置 ◆いこま女と男You&Iフォーラム始まる
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女雇用機会均等法」改正(母性保護施行) ◆男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申 ◆「特定非営利活動促進法(NPO法)」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ◆女性センターにて「フェミニストカウンセリング」導入
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆エスカップハイレベル政府間会議開催(バンコク) ◆「女性に対する暴力撤廃国際日」を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「改正男女雇用機会均等法」施行 ◆「労働基準法」一部改正 ◆「育児・介護休業法」全面施行 ◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行 ◆「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 ◆「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣事業法)」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議を総理府と共催で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「審議会等委員の選任等指針」施行

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ◆「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「介護保険法」施行 ◆男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ◆「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ◆「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ◆「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画についてのアンケート」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」施行 ◆「生駒市女性行動計画実施計画」策定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ◆「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ◆「第1回男女共同参画週間」実施 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ◆「雇用対策法」改正 ◆「雇用保険法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ◆「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ◆「奈良県男女共同参画審議会」設置 ◆奈良県1日女性模擬議会開催 ◆「データでみるならの男女共同参画」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第4次生駒市総合計画」策定(計画中に「男女共同参画社会の推進」を明記) ◆「生駒市職員旧姓使用取扱要綱」施行 ◆「人権教育のための国連10年 生駒市行動計画」策定
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆改正「育児・介護休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「なら男女共同参画プラン21(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))」策定 ◆「奈良県男女共同参画県民会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「生駒市ハートフルプラン」策定
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「支援費制度」開始 ◆「労働者派遣法」可決 ◆男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ◆「次世代育成支援対策推進法」施行 ◆「少子化社会対策基本法」施行 ◆「児童福祉法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ◆生駒市DV被害者緊急保護委託事業開始 ◆京阪奈北近隣6市(生駒市、大阪府交野市、寝屋川市、枚方市、京都府京田辺市、八幡市)の女性のための相談窓口事業開始 ◆「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連女性の地位委員会閣僚級会合(北京+10) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画社会の将来像検討会報告書「男女共同参画は日本社会の希望」 ◆「少子化社会対策大綱」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ◆女性のための法律相談窓口事業開始

年次	世界の動き	日本の動き	県の動き	市の動き
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）一部改正 ◆「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」策定 		
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆改正「育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ◆「生駒市次世代育成支援行動計画」策定 ◆「生駒市男女共同参画行動計画 女と男 You&I プラン(第2次)」策定

3 男女共同参画関連の法律・制度等一覧

生駒市女性行動計画「女と男 ^{ひとひと} You&I プラン」(1996年(平成8年)3月)策定以降に制定・改正されたものについて掲載しています。

年 月 日		法律・制度等名称	内 容
1998年 (平成10年)	4.1 部分施行 1999年4.1 完全施行 (1997年6.18 公布)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女雇用機会均等法(1986年施行)の改正 <ul style="list-style-type: none"> ●募集採用、配置・昇進等についての女性差別の禁止 ●セクシュアル・ハラスメント防止への配慮 ●妊娠中又は出産後の女性労働者が保健指導等を受けるための勤務時間の変更、勤務の軽減等の義務付けなど 2 労働基準法(1947年施行)の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ●女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消 ●多胎妊娠の場合の産前休業の延長(14週間) 3 育児・介護休業法(育児休業法1992年施行、育児・介護休業法1999年完全施行)の改正 <ul style="list-style-type: none"> ●育児・家族介護を行う一定範囲の男女労働者に対して、深夜業の制限の権利を創設
1998年 (平成10年)	12.1 施行 (1998年3.25公布)	特定非営利活動促進法(NPO法)	福祉、環境、国際協力、まちづくりなどさまざまな分野で活躍している民間の非営利団体が、法人格を取得し、銀行口座の開設、事務所の借り上げ、不動産登記等の法律行為を団体名で行うことができるようにし、その活動を促進
1999年 (平成11年)	6.23 公布・施行	男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた。
1999年 (平成11年)	7.16 公布・施行	食料・農業・農村基本法	農業経営等への「女性の参画の推進」を規定し、その機会を確保するための環境整備を推進
1999年 (平成11年)	11.1 施行 (5.26 公布)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1994年に批准された「児童の権利に関する条約」の精神を踏まえ、より一層の児童の保護を図るために成立したもので、18歳未満のものを「児童」とし、児童買春や児童ポルノに係る行為等について、懲役刑や罰金刑を定めるとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について規定
1999年 (平成11年)	12.1 施行 (7.7公布)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣事業法 1986年施行)の改正	港湾運送業務、建設業務等以外の業務について労働者派遣事業を行えるものとする事、改正により拡大する業務につき派遣期間を1年に制限すること、個人情報保護、社会・労働保険の加入促進、違法事案に係る申告制度の創設など、派遣労働者の保護措置の拡充等を定めた。

年 月 日		法律・制度等名称	内 容
2000年 (平成12年)	4.1 施行 (1997.12.17 公布)	介護保険法	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により、介護等を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の推進を図る。
2000年 (平成12年)	11.20 施行 (5.24 公布)	児童虐待の防止等に関する法律	保護者の、その監護する児童（18歳未満）に対する虐待（身体への暴行等、わいせつ行為、放置など）を禁止し、児童の心身の成長を促進する。国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童の迅速適切な保護を行うため、関連機関等との連携を強化し、必要な体制の整備に努める。
2000年 (平成12年)	11.24 施行 (5.24 公布)	ストーカー行為等の規制等に関する法律	従来、法律の規制の対象外とされていたストーカー行為等を処罰するなど必要な規制を行うことや、警察による加害者への警告、被害者への援助等を行うことが定められており、ストーカー行為等への警察の介入が法により保障された。
2000年 (平成12年)	12.12 閣議決定	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づく初めての基本計画。11の重点目標を掲げ、それぞれについて、2010年までを見通した施策の基本的方向と2005年度までに実施する具体的施策の内容を示す。
2001年 (平成13年)	1.1 部分施行 4.1 完全施行	雇用保険法の改正	育児休業中の給付を25%から40%に改正 離職理由により給付日数が異なる仕組みとする。
2001年 (平成13年)	10.13 部分施行 2002.4.1 完全施行 (2001.4.13 公布)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	今まで家庭内のこととして行政の介入が難しかったDV（ドメスティック・バイオレンス）に関し、人権擁護と男女平等の実現という観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能とした。都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担う。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努める。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなった。
2001年 (平成13年)	10.1 施行 (4.25 公布)	雇用対策法の改正	労働者の再就職を促進するため、事業主の募集・採用における年齢制限の緩和の努力義務を新たに規定し、この努力義務規定に事業主が適切に対応するための「年齢指針」を厚生労働大臣が定めることとされた。
2001年 (平成13年)	11.16 部分施行 2002.4.1 完全施行 (2001.11.16 公布)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児休業法1992年施行、育児・介護休業法1999年完全施行）の改正	働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減するための改正 <ul style="list-style-type: none"> ●育児休業等を理由とした不利益取り扱いの禁止 ●時間外労働の制限 ●勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引き上げ（1歳⇒3歳） ●子の看護のための休暇の努力義務 ●転勤についての配慮 ●国による意識啓発 など

年 月 日		法律・制度等名称	内 容
2003年 (平成15年)	5.1 施行	改正雇用保険法	失業前の月収の6割を出していた失業手当を5割に減額、基本手当日額の上限額も減額され、雇用保険の加入期間が5年以上では、パートの方が正社員よりも給付日数が少なかったが、一本化される。
2003年 (平成15年)	5.21 衆議院厚生労働委員会 可決	労働者派遣法	派遣期間の制限緩和や工場などへの人材派遣の解禁を盛り込んだ労働者派遣法の改正。一般的な労働期限を、現行の1年から延長し、3年まで受入れ可能とする。
2003年 (平成15年)	6.6 成立 6.13 公布 2004年3.1 施行	職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律	厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等に対応するため、職業紹介事業や労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ確な結合を図ることができるよう、これらの事業に係る規制の見直しなど。物の製造業務への労働者派遣事業が可能となったことや、医療機関等における医療業務の紹介予定派遣の解禁などが盛り込まれた。
2003年 (平成15年)	7.9 成立 7.16 施行 公布の日から施行 ただし、国が定める行動計画策定指針の策定は15年8月22日から、地方公共団体の行動計画及び事業主の行動計画の策定は17年4月1日から施行 なお、本法は平成27年3月31日までの時限立法	次世代育成支援対策推進法	少子化の急速な進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。
2003年 (平成15年)	7.16 公布 2005.4.1 施行	児童福祉法の改正	すべての家庭に対する子育て支援を行うため、子育て短期預かり事業、居宅子育て支援事業、子育て支援相談事業、子育て支援コーディネーター事業などの法定化
2003年 (平成15年)	7.30 公布 9.1 施行	少子化社会対策基本法	少子化の進展に歯止めをかけるため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために制定
2004年 (平成16年)	4.14 公布 10.1 一部を除き施行 2005.4.1 完全施行	児童虐待の防止等に関する法律の改正	児童虐待の定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクト（養育の怠慢・放棄）の一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大された。また、児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記された。
2004年 (平成16年)	6.4 閣議決定	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として閣議決定されたもので、少子化の流れを変えるために3つの視点を掲げるとともに、4つの重点課題を設定し、重点課題に取り組むための28の行動を掲げている。

年 月 日		法律・制度等名称	内 容
2004年 (平成16年)	6.2 公布 12.2 施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の改正	暴力の範囲が心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるとともに、保護の対象を子どもと元配偶者まで拡大し、接近禁止命令では、加害者が6か月間近づくことを禁止、退去命令の期間を2か月に延長
2005年 (平成17年)	4.1 施行	改正「育児・介護休業法」	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は育児休業や介護休業がとれるようになった。子どもが1歳6か月に達するまで育児休業ができるようになり、介護休業は要介護状態に至るごとに1回、通算93日までとれるようになった。また、就学前児童について1年に5日まで、病気やけがをした子の看病のための休暇の取得ができるようになった。

4 用語の意味

ア行

【インターンシップ (Internship)】

学生が在学中に、企業や官庁、NPO等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うための実習訓練（期間）のこと。

【エイズ (AIDS)】

ヒトに免疫低下を起こすウイルス（HIV）の感染による感染症で、免疫不全を起こし、悪性腫瘍などを発症してくる症候群をいいます。輸血や血液製剤などによる血液感染は、薬害エイズとして社会問題になりました。

【NPO (Non Profit Organization)】

民間非営利組織などと訳され、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男女共同参画など多様な分野における自主的な社会的活動を行っています。1998年（平成10年）3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立。なお、本計画では、法人格の有無を問わない広い意味でのNPOをさします。

【M字型カーブ】

我が国の女性の労働力率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口）や就業率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口）は、一般的に出産前の20歳代と子育てが一段落する40歳代に高くなり、子育て期間中の30歳代（特に30歳代前半）が低くなります。この年齢による労働力率（あるいは就業率）のカーブが丁度山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階層別労働力率（あるいは就業率）を表したものをいいます。欧米諸国では、子育て期の谷間のない逆U字型をしています。

【エンパワーメント (Empowerment)】

力をつけることを指し、個人的な能力、経済的・社会的な意思決定の場での発言力の向上や政策決定への参画などさまざまな能力を獲得することを意味します。第4回世界女性会議におけるキーワードの1つであり、女性が能力を獲得し社会へ参画するという意味において、重要視されています。

カ行

【心の健康】

心の健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）などが含まれます。これらは生活の質に大きく関係し、心の健康を維持するためには、日常の食生活や身体活動など、身体的健康を維持するために必要な生活習慣が基本となるほか、ストレスの管理や十分な睡眠なども欠かせません。

【コミュニケーション（Communication）能力】

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受け取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受け取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受け取ることのできる力をいいます。

サ行

【支援費制度】

障がい者が自ら決定することを尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供することを目的に導入されました。障がい者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者との間で契約を結び、サービスの提供を受ける制度です。

【シェルター（Shelter）】

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、さまざまな相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは民間のグループ等が運営する法人格を持たない団体です。

【ジェンダー（Gender）】

社会的、文化的につくられた性差のことで、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のことをいい、生物学的な性別（セックス）と区別して用いられます。また、「ジェンダーに敏感な～」とは、ジェンダー（社会的、文化的につくられた性差）による差別性に対する感性のことをいいます。

【ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM=Gender Empowerment Measure）】

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標

で、具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。

【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行います。

【女性のチャレンジ支援策について】

2003年（平成15年）4月に男女共同参画会議基本問題専門調査会から出された報告書のこと。豊かで活力のある社会を実現し、男女が共に生きがいを持って充実した暮らしができるためには、意欲と能力のある女性が社会で活躍できるような社会経済の構造改革が必要ということと、実際には活躍度が低い日本の女性のチャレンジ支援は緊要の課題であり、企業等組織活性化の鍵でもあるとの認識から、次の3つのチャレンジを提言しています。

①政策・方針決定過程に参画し、活躍することをめざす、「上」への（垂直型）チャレンジ
②起業家や研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる、「横」への（水平型）チャレンジ
③子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ。

【性同一性障害】

生物学的には完全に正常でありながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態で、個人の身体的性別特徴であるセックスと社会的心理的性別が一致しないことをいいます。

【性別役割分担意識】

男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっています。

【成年後見制度】

本人が障がいや認知症（痴呆）などで判断能力に欠ける場合、本人に代わって家庭裁判所が定める法定後見人が、財産管理や介護サービス契約などを行うことができます。

【セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）】

性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさ

の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

【SOHO (Small Office Home Office)】

企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化の中で、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。特に、育児期等にある人が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態として、SOHOの普及促進が期待されています。

夕行

【地域福祉】

だれもが自分らしく、よりよく生きることができるよう、地域で活動するさまざまな主体（行政をはじめ、企業、機関・団体、個人等）が協働し、必要な保健・医療・福祉サービスの整備や社会づくりを行う取り組みといえます。

【地域福祉権利擁護事業】

認知症（痴呆）高齢者や知的障がい者など、自己決定能力の低下した方の金銭管理や福祉サービス利用を支援するため、民法に定める成年後見制度を補完する仕組みとして制度化されたもので、社会福祉法に規定されています。2002年4月1日から改正適用され、対象者の範囲の明確化や援助内容の拡大、援助方法の明確化などが行われました。

【ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence)】

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われます。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。

八行

【パートタイム労働法】

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といい、1993年12月に施行されました。この法律では、短時間労働者（パートタイム労働者）の雇用管理の改善、職

業能力の発揮などを目的にし、事業主に対する雇用管理の改善等についての措置を定めています。

【バリアフリー（Barrier free）】

高齢者や障がい者が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったものですが、より広く高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

【ポジティブ・アクション（Positive action）】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されており、また、アファーマティブ・アクション（Affirmative action）と呼ばれることもあります。

マ行

【メディア・リテラシー（Media literacy）】

新聞、ラジオ、テレビ、ビデオ、雑誌、映画、インターネットなどのメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

ヤ行

【ユニバーサル・デザイン（Universal design）】

障がいのある人・ない人、あるいは年齢などの区別がなく、だれもが使えるように配慮されたデザインのことをいいます。ユニバーサル（普遍的）という言葉が示しているように、「だれにでも公平かつ自由に使用でき、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインの実現ということ。また、広く社会システムのことをいう場合もあります。

ラ行

【ライフステージ (Life stage)】

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などをいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、各期の区分はさまざまです。

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/rights)】

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く論議されています。

ワ行

【ワークシェアリング (Work sharing)】

一人当たりの労働時間を短縮し、あるいは互いに仕事を分け合うことによって、雇用の機会を拡大し、失業者の発生を抑える制度です。

5 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担

うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議す

ること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって当てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（以下略）

附 則（平成11年7月16日法律第102号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

（以下略）

附 則（平成11年12月22日法律第160号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律（中略）は、平成13年1月6日から施行する。

（以下略）

生駒市男女共同参画行動計画
ひと ひと ゆう あい
女と男 You & I プラン (第2次)

2005年(平成17年)6月

発行 生駒市教育委員会生涯学習部女性青少年課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

TEL 0743-74-1111(代表)

ホームページ <http://www.city.ikoma.lg.jp/>